

令和9年9月30日まで掲載分

ふるさと・多賀城応援寄附 指定返礼品募集のお知らせ

問 合 せ 先

【申込みに関する事】

多賀城市 都市産業部 産業振興課 022-368-4204

【返礼品決定後の各種手続き等に関する事】

多賀城市 企画経営部 財政課 022-368-2352

今回の募集は、

令和9年9月30日までの掲載希望の

指定返礼品の募集です。

返礼品登録までの流れ

多賀城市へ申込書類を提出（P6ページ）

●返礼品提供事業者
登録申請書兼誓約書
（様式第1号）

●完納証明書

●暴力団排除条例に
係る誓約書
（様式第2号）

●ふるさと・多賀城
応援寄附指定返礼品
申込書
（様式第3号）

●多賀城市内において
申込品の価値の過半が
生じていることの証明
書

地場産品基準3号のみ提出
（市内で製造・加工している）

NEW

今回から必要
になりました

多賀城市
申請書類の審査・選定

総務省
（必要に応じて）審査
※地場産品基準を満たしているかの審査

委託事業者との契約・ポータルサイトへの掲載（詳細はp8）

寄附受付の開始

目次

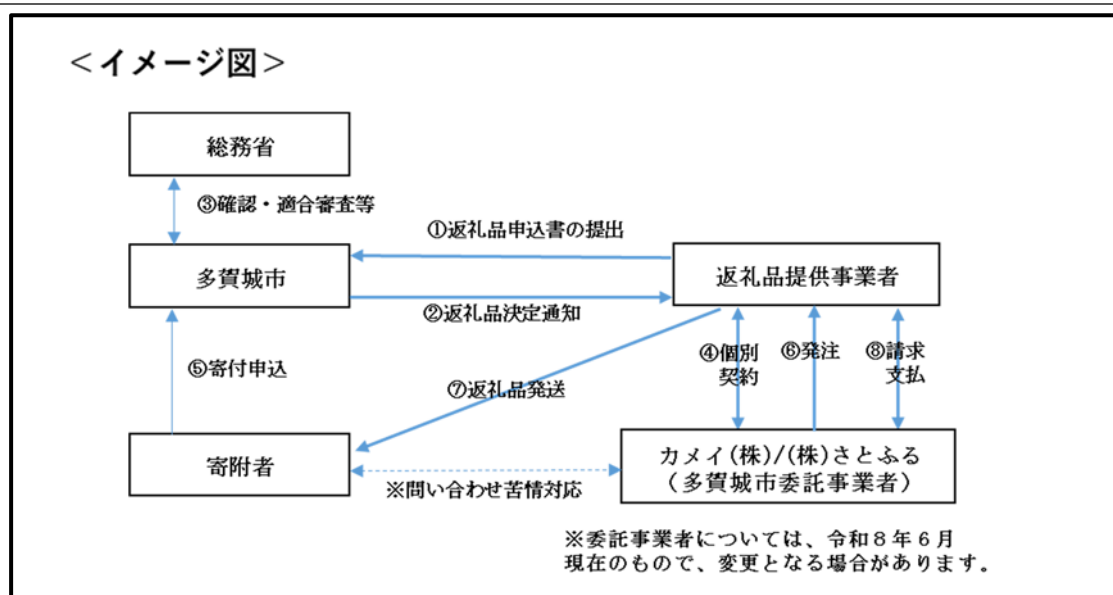
1 ふるさと・多賀城応援寄附事業の目的	4
2 ふるさと・多賀城応援寄附事業の流れ	4
3 返礼品提供事業者の要件	5
4 指定返礼品の申込要件	6
5 申込期間及び提出書類等	6
6 返礼品指定期間.....	7
7 審査	7
8 返礼品の変更及び辞退	7
9 返礼品決定後の返礼品掲載フロー	8
10 返礼品発注発送及び代金支払いフロー	9
11 個人情報の取扱い	9
12 その他留意事項.....	10
13 （参考）平成31年総務省告示第179号における第5条第1項各号に規定する総務大臣が定める基準	10
14 （参考）「多賀城市内において申込品の価値の過半が生じていることの証明書」作成要領	13

1 ふるさと・多賀城応援寄附事業の目的

多賀城市では、ふるさと・多賀城応援寄附事業（ふるさと納税）として、寄附をしていただいた方に、寄附額に応じた返礼品を進呈しています。

魅力ある返礼品を取り揃えることで、多賀城市をPRしながら、寄附の促進と市内事業者の商品のPRや販売促進、地域経済の活性化などの相乗効果を図ることを主な目的としています。そこで、寄附者への返礼品として贈呈する物品や役務（以下「指定返礼品」という）の募集を行います。

2 ふるさと・多賀城応援寄附事業の流れ



(注) 現在、ふるさと納税に係る返礼品は、本市に加え総務省の審査が必要となる場合があります。総務省の審査が不適合の場合、市の指定は取消しとなります。

(注) 本市では、ふるさと納税業務の一部（返礼品の発注、返礼品代金のお支払い等）を委託しています（以下「委託事業者」という。）（令和7年度実績：カメイ(株)、(株)さとふる）。専用ページに掲載し、寄附申し込みを受け付けるためには、以下内容にて委託事業者と契約を締結していただく必要があります。

①返礼品の送料は、委託事業者が負担します。

②返礼品に関する問い合わせ-苦情等については委託事業者の対応とします。

※委託契約内容詳細については、契約時に委託事業者より説明を行います。

3 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者として登録するためには、（１）～（７）全てに該当する必要があります。

（多賀城市ふるさと・多賀城応援寄附指定返礼品事務取扱要領第３条）

- (1) 原則、多賀城市内に事業所（店舗、工場等）を有する法人、団体又は個人事業主
- (2) 多賀城市の市税を滞納していない者
- (3) 事業者、事業者の役員又は事業者の法定代理人が、多賀城市暴力団排除条例（平成２４年多賀城市条例第３１号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第４号に規定する暴力団員等に該当しない者
- (4) 各種法規則や条例等に沿った生産・製造・販売・サービスの提供を行っていること。
- (5) 品質等による保証や苦情等の対応ができること。
- (6) 申込み内容に対して、市が実地調査を行うことを求めた場合、確認に応じることができること。
- (7) 原則、当該商品の調達及び寄附者への送付又は当該サービスの寄附者への提供並びにそれに付随する事務について委託事業者と契約を締結し、契約内容を履行できること。

補足：市外事業所の方が申し込む場合

市内事業者の支援に資する返礼品を取り扱う事業者であり、市の事業のＰＲやプロモーションに効果が見込める指定返礼品を提供できる場合は申し込みが可能です。

委託事業者との事前調整が必要となりますので、あらかじめご相談ください。

4 指定返礼品の申込要件

返礼品として申し込むためには、（１）～（８）全てに該当する必要があります。

（多賀城市ふるさと・多賀城応援寄附指定返礼品事務取扱要領第４条）

- (1) 平成３１年総務省告示第１７９号における第５条第１項各号に規定する総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）（参考資料・P10）のいずれか１つ以上を満たすもの
- (2) 第三者に対し迷惑を及ぼし、又は権利を侵害する恐れのないもの
- (3) 政治性、宗教性のないもの
- (4) キャラクター等を使用する場合や、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること
- (5) 飲食物にあっては、寄附者に到着後３日以上消費期限が保証されているもの
- (6) 食品表示法等の関係法規を順守しているもの
- (7) 市内で製造・加工しているものについて、主要な部分を多賀城市内で行っていることを証明できるもの
- (8) 自ら生産・製造したもの以外の場合は、本市の返礼品として提供すること等について生産者・製造者の同意を得ており、製造者等が、当該指定返礼品の製造・加工等に係る工程のうち、主要な部分を自治体の区域内で行っていることを証明できること

5 申込期間及び提出書類等

申込期間等

随時募集中 **都市産業部産業振興課**へ必要書類を提出してください。

mail : shoko@city.tagajo.miyagi.jp

提出書類等

- ◆ ふるさと・多賀城応援寄附指定返礼品提供事業者登録申請書兼誓約書（様式第１号）
- ◆ 暴力団排除条例に係る誓約書（様式第２号）
- ◆ ふるさと・多賀城応援寄附指定返礼品申込書（様式第３号）

※申込品ごとに指定返礼品申込品説明書を添付すること。

※地場産品基準第３号に該当する場合、「製造工程確認表」・「多賀城市内において申込品の価値の過半が生じていることの証明書」を合わせて添付すること。

- ◆ **完納証明書**（市税等に滞納がないことを証する書類）又**指名競争入札参加登録における承認番号が確認できる書類（申請承認メール写し等）**

※**R 8 年 4 月 1 日以降に完納証明書を御提出いただいている場合は、再度の提出は不要です。**

※市外在住の個人事業主で、多賀城市発行の完納証明書が取得できない場合は、個別にご相談ください。

- ◆ **再委託承認願**（様式第 4 号）

※複数の者が共同して申し込む場合のみ

補足：申込者と製造者等が異なる場合

製造者等についても指定返礼品提供事業者の要件を確認します。

製造者分の様式第 1 号・様式第 2 号・完納証明書が必要となります。



↑↑↑様式は市のホームページからダウンロードできます。

6 返礼品指定期間

申込後、審査を経て指定返礼品の決定をした場合の指定期間は、以下のとおりです。

返礼品指定決定日から令和 9 年 9 月 3 0 日（木）までの期間

7 審査

審査は、都市産業部産業振興課で行い、選定します。

※審査の結果、選定決定したものについては、総務省にふるさと納税返礼品の適合審査の申請を行います（1～3か月程度）。

8 返礼品の変更及び辞退

返礼品の内容に変更がある場合

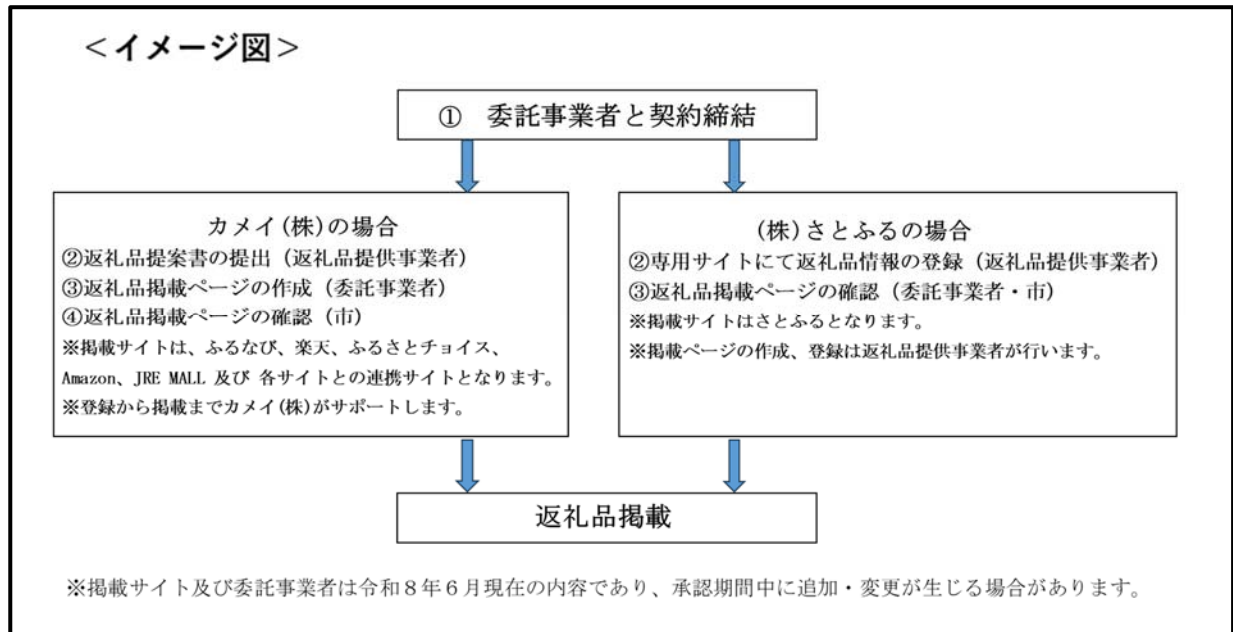
「ふるさと・多賀城応援寄附指定返礼品内容変更届（様式第 5 号）」を提出してください。

返礼品の提供を辞退する場合

「ふるさと・多賀城応援寄附指定返礼品等辞退報告書（様式第 6 号）」提出してください。

9 返礼品決定後の返礼品掲載フロー

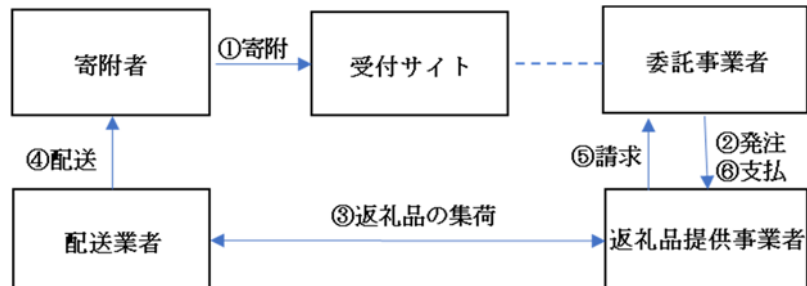
本市では、カメイ(株)と(株)さとふるにふるさと納税業務の一部を委託しており、返礼品掲載までのフローは次のとおりです。委託事業者により手続きが異なるため注意してください。



- ① 本市の委託事業者と契約締結
- ② 返礼品に関する情報の確認・登録
- ③ 返礼品掲載ページの作成・確認
- ④ 返礼品掲載（総務省による適合審査後1か月程度の期間を要する）

10 返礼品発注発送及び代金支払いフロー

<イメージ図>



※契約する委託事業者によって手順の詳細が異なります（契約時に委託事業者から説明します）。

カメイ(株)の場合	(株)さとふるの場合
・ヤマト運輸より、出荷予定書をFAXにて通知（集荷日2～3日前） ・ヤマト運輸より、直送依頼書をFAXにて通知（集荷日前日午前10時） ・ヤマト運輸にて集荷（ヤマト運輸が伝票を持参）	・(株)さとふるより、発注メールの送信（集荷日4日前） ・佐川急便にて集荷（佐川急便が伝票を持参）

- ① 寄附（寄附者 → 多賀城市）
- ② 発注依頼（委託事業者→返礼品提供事業者）
- ③ 集荷（返礼品提供事業者→配送業者）
- ④ 返礼品のお届け（配送業者）
- ⑤ 請求（返礼品提供事業者→委託事業者）
※各月請求となります。
- ⑥ 支払（委託事業者→返礼品提供事業者）
※月末締／翌月末払い 銀行振込（振込手数料は返礼品提供事業者負担）

11 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、多賀城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年多賀城市条例第1号）及び関係法令を遵守する必要があります。

また、返礼品提供事業者でなくなった後についても、同様の取扱いとなります。

12 その他留意事項

- (1) 本市は、事業者及び商品が3の「返礼品提供事業者の要件」及び4の「指定返礼品の申込要件」に適合しなくなったと認める場合、返礼品の取扱いを終了します。
- (2) ふるさと納税制度の改正（法改正や国からの通知・通達等）により、指定返礼品としての契約の解除等の措置を講ずる場合があります。

13 （参考）平成31年総務省告示第179号における第5条 第1項各号に規定する総務大臣が定める基準

指定返礼品を提供する場合には、国から示された「地場産品基準」に基づき取り扱うこととなっています。

【地場産品基準】

第1号	多賀城市の区域内において生産されたものであること。
第2号	多賀城市の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
第3号	多賀城市の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程（イ及び第五号において「製造等」という。）を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じているものであって、次のいずれにも該当するものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、多賀城市の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ること。
イ	多賀城市の区域内において製造等を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明（④において「証明」という。）が、総務大臣の定めるところにより、当該返礼品等の製造等を行う者によりなされているもの
ロ	多賀城市が第1号寄附金の受領に伴い本号に該当する返礼品等を提供する旨を表示して当該第1号寄附金の募集を開始する日までに、多賀城市によって、証明の内容が総務大臣の定めるところにより公表されるもの
第4号	返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第八号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

第 5 号	地方団体の広報の目的で製造等がされた多賀城市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、次のいずれにも該当するものであること。
イ	形状、名称その他の特徴から多賀城市の独自の返礼品等であることが明白なもの
ロ	指定対象期間の初日の属する年の前年の十月一日からその翌年の九月三十日までの間に、多賀城市が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行った実績（返礼品等の提供によるものを除く。）があるもの
ハ	指定対象期間において、多賀城市が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行う計画（返礼品等の提供によるものを除く。）を定めているもの
ニ	指定対象期間において、多賀城市が返礼品等として提供する数量が、ロの配布又は販売を行った数量を超えないもの
第 6 号	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附随するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
第 7 号	多賀城市の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が多賀城市に相当程度関連性のあるものであること。
第 7 号の 2 （宿泊）	多賀城市の区域内に所在する宿泊施設であって、多賀城市の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、多賀城市の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
第 7 号の 3	多賀城市の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。
イ 5 万以下 （宿泊）	当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの
ロ該当地域 （宿泊）	特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）
第 7 号の 4 （電気）	多賀城市の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

第 8 号	次のいずれかに該当する返礼品等であること。																																		
イ	市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの。																																		
ロ	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの。																																		
ハ (地域資源認定)	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの。 宮城県では、次の製品を地域資源として認定しています（令和 8 年 4 月現在）。 <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>宮城伝統こけし</td><td>「鳴子こけし」、「遠刈田こけし」、「弥治郎こけし」、「作並こけし」、「肘折こけし」の 5 系統のいずれかに該当するこけし</td></tr> <tr> <td>2</td><td>金華さば</td><td>当該地域資源そのもの又は主原料とする製品</td></tr> <tr> <td>3</td><td>ふかひれ</td><td>宮城県産のふかひれ又はそれを主原料とする製品</td></tr> <tr> <td>4</td><td>ホヤ</td><td>宮城県産のホヤ又はそれを主原料とする製品</td></tr> <tr> <td>5</td><td>笹かまぼこ</td><td>宮城県内で製造された笹かまぼこ</td></tr> <tr> <td>6</td><td>みやぎサーモン</td><td>当該地域資源そのもの又は主原料とする製品</td></tr> <tr> <td>7</td><td>仙台味噌</td><td>宮城県内で製造された仙台味噌</td></tr> <tr> <td>8</td><td>牛タン</td><td>宮城県内で製造された牛タン</td></tr> <tr> <td>9</td><td>牡蠣</td><td>当該地域資源そのもの</td></tr> <tr> <td>10</td><td>仙台牛</td><td>当該地域資源そのもの</td></tr> <tr> <td>11</td><td>仙台黒毛和牛</td><td>当該地域資源そのもの</td></tr> </table> ※詳細については、県のＨＰを参照いただくか、市宛てお問合せください。		1	宮城伝統こけし	「鳴子こけし」、「遠刈田こけし」、「弥治郎こけし」、「作並こけし」、「肘折こけし」の 5 系統のいずれかに該当するこけし	2	金華さば	当該地域資源そのもの又は主原料とする製品	3	ふかひれ	宮城県産のふかひれ又はそれを主原料とする製品	4	ホヤ	宮城県産のホヤ又はそれを主原料とする製品	5	笹かまぼこ	宮城県内で製造された笹かまぼこ	6	みやぎサーモン	当該地域資源そのもの又は主原料とする製品	7	仙台味噌	宮城県内で製造された仙台味噌	8	牛タン	宮城県内で製造された牛タン	9	牡蠣	当該地域資源そのもの	10	仙台牛	当該地域資源そのもの	11	仙台黒毛和牛	当該地域資源そのもの
1	宮城伝統こけし	「鳴子こけし」、「遠刈田こけし」、「弥治郎こけし」、「作並こけし」、「肘折こけし」の 5 系統のいずれかに該当するこけし																																	
2	金華さば	当該地域資源そのもの又は主原料とする製品																																	
3	ふかひれ	宮城県産のふかひれ又はそれを主原料とする製品																																	
4	ホヤ	宮城県産のホヤ又はそれを主原料とする製品																																	
5	笹かまぼこ	宮城県内で製造された笹かまぼこ																																	
6	みやぎサーモン	当該地域資源そのもの又は主原料とする製品																																	
7	仙台味噌	宮城県内で製造された仙台味噌																																	
8	牛タン	宮城県内で製造された牛タン																																	
9	牡蠣	当該地域資源そのもの																																	
10	仙台牛	当該地域資源そのもの																																	
11	仙台黒毛和牛	当該地域資源そのもの																																	
第 9 号	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。																																		

14 (参考)「多賀城市内において申込品の価値の過半が生じていることの証明書」作成要領

令和7年の総務省告示改正に伴い、令和8年10月以降、地場産品基準の3号に該当する返礼品については、返礼品提供事業者により「多賀城市において当該返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明」がなされていることが、返礼品取扱いの条件となります。

「価値の過半が区域内で生じたことの証明書類」作成様式(Excel)は、証明作成様式シートで取扱い返礼品ごとに必要事項を入力することで、証明書(自動反映)が作成される仕様となっており、本様式をご提出いただくことで、証明書を提出いただいたものとみなします。

下記の作成要領を確認し、必要事項を入力の上、ご提出くださいますようお願いいたします。
なお、証明作成様式シートの黒の太枠で囲まれている箇所については、令和8年9月以降、多賀城市のホームページに掲載される箇所になりますので、予めご了承ください。(事業者都合等により、一般に公表することができない場合、ふるさと納税返礼品として提供いただくことができません。)

1 作成年月日(3行目)

- ・本様式の作成年月日をご入力ください。

2 事業者名(4行目)

- ・事業者名をご入力ください。

3 返礼品等の名称(C列)

- ・ふるさと・多賀城応援寄附指定返礼品申込書「申込品の名称」に記載した返礼品名をご入力ください。

5 区域内において生じた価値の割合(%) (D列)

- ・計算式が入っておりますので、他の必要項目を入力後、ご確認ください。
- ・D列の割合が50%を下回ると、多賀城市において当該返礼品の価値の過半が生じているとはみなされず、返礼品として取扱えません。
- ・50%を下回る場合の返礼品の取扱いの可能性については、個別にご相談ください。

6 区域内において生じた価値の割合の算出方法

(1) 標準的な算出方法（E 列）

- ・総務省が示す算出方法で計算する必要があるので、基本的にこの欄は「○」を選択することとなります。（算出方法の詳細は 10 でご確認ください。）

(2) その他の算出方法（F 列）

- ・総務省が示す金額での算出方法で計算する必要があるので、基本的にこの欄は空欄となります。（総務省としては、この欄を設けているものの、標準的な算出方法以外の算出方法は想定していないというスタンスです。）
- ・万が一、その他の算出方法で区域内において生じた価値の割合を算出する場合は、「○」を選択し、G 列・H 列の記入をします。

(3) その他の算出方法の詳細（G 列）

- ・（その他の算出方法を選択した場合のみ）その他の算出方法の詳細をご記入ください。

(4) その他の算出方法とする理由（H 列）

- ・（その他の算出方法を選択した場合のみ）その他の算出方法とする理由をご記入ください。

7 返礼品等の製造・加工地（I 列）

- ・返礼品の製造・加工地をご記入下さい。多賀城市で製造・加工している場合は、「宮城県多賀城市」と記入してください。

8 地方団体における調達費用（円）（J 列）

- ・多賀城市ふるさと納税返礼品の金額をご記入ください。

9 一般販売価格（円）（K 列）

- ・当該返礼品を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載してください。
- ・当該返礼品が非売品である場合には、当該返礼品の類似製品に係る通常の価格を記載してください。

10 当該返礼品の製造・販売等のために多賀城市以外で生じた費用（円）（L 列）

- ・多賀城市の区域外で生産された原材料費や区域外での加工費用など、製造・販売のために市外で生じた費用【②】を記入してください。
- ・返礼品の調達費用（市への提供価格）【①】から、多賀城市内での付加価値（製造経費や加工経費、人件費、利益、その他）【③】を差し引いた額【②】を指します。

【総務省が示す区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法は下記のとおり】

算式：(①－②)／①

算式の符号

①：当該地方団体による返礼品等の調達費用（多賀城市への提供価格）

②：当該返礼品等の製造・販売等のために多賀城市の区域外で生じた費用

